

令和 7 年 5 月

**貯金口座への個人番号（マイナンバー）登録業務の全業務開始および手数料について
（令和 7 年 4 月以降に預貯金口座にマイナンバーを付番されるお客さま）**

令和 7 年 4 月 1 日より金融機関におけるマイナンバー登録業務の全業務が開始となり、口座管理法に基づき当組合窓口で、他行口座を含めた預貯金口座へのマイナンバー付番が可能となります（※）。

同取引にかかる手数料「個人番号登録手数料（以下、本手数料）」は以下のとおりとなりますのでご案内いたします。

今後とも、一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

（※）お客様のご意思に基づき、金融機関の預貯金口座に個人番号をお届けいただくことができる制度になります（一度に複数の金融機関に個人番号をお届けいただけます）。相続のお手続きの際に、お届けいただいた個人番号を利用して、他の金融機関にお持ちの預貯金口座についての一括照会等が可能となります。

記

適用対象	令和 7 年 4 月 1 日以降に当組合を通じて預貯金口座（他行口座を含む）に対する個人番号（マイナンバー）付番（番号再発行に伴う再登録含む）のお申し出をいただいたお客様。 ただし、法令により当組合への個人番号の提出が義務づけられている場合を除きます。
留意事項	（１）既に当組合の貯金口座に個人番号を付番いただいている方についても、新たに他行の預貯金口座に対し付番を希望される場合、本手数料の対象となります。 （２）お申し出の際にご提出いただいた届出の記載（個人番号・その他本人特定事項）に誤りがあった場合等、ご指定いただいた預貯金口座への付番が正常に行えない可能性もございますが、その場合でも（当組合の過失に起因する場合を除き）本手数料の返還はいたしかねますのでご留意ください。
手数料	5, 0 6 0 円/件（税込）

本件に関するお問合せ

連絡先：ＪＡ西東京 金融共済部

受付時間：９：００～１７：００

電話番号：０４２８－２１－２１２２

以 上